

VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等

1. 支援措置一覧

※ 国土交通省の支援措置を受ける場合は、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に支援内容を記載して下さい。

(URL:http://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html)

(1) 法に定める特別の措置

A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)	国土交通省	47

A. 市街地の整備改善

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)	国土交通省	48
(イ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理(法第18条、第19条)	国土交通省	49

C. 街なか居住の推進

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地共同住宅供給事業(法第22条～第34条)	国土交通省	50
(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例(法第35条)	国土交通省	51

D. 経済活力の向上

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第37条・第38条)	経済産業省	52
(イ)	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定(法第42条)	経済産業省	53
(ウ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務(法第44条)	経済産業省	54
(エ)	中小企業投資育成株式会社法の特例(法第45条)	経済産業省	55
(オ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第48条)	経済産業省	56
(カ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第48条)	経済産業省	58
(キ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(法第7条第12項、第50条)	経済産業省	59

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(ク)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度(法第52条第2項)	経済産業省	62
(ケ)	中小企業信用保険法の特例(法第53条)	経済産業省	63
(コ)	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)	経済産業省	64

E. 公共交通機関、特定事業等

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(ア)	都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第1号、第48条)	経済産業省	65
(イ)	共通乗車船券(法第40条)	国土交通省	67
(ウ)	道路の占用の特例(法第41条)	国土交通省	68
(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第2号、第54条、第55条)	農林水産省	69
(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第3号、第56条)	国土交通省	71
(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第4号、第57条)	国土交通省	73

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置

A. 市街地の整備改善

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(ア)	都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))	国土交通省	75

B. 都市福利施設の整備

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省	76

D. 経済活力の向上

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	77

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(イ)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	78
(ウ)	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	79
(エ)	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	81
(オ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経済産業省	82

②認定と連携した重点的な支援措置

A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	国土交通省	83
(イ)	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	国土交通省	84
(ウ)	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	85
(エ)	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	国土交通省	86
(オ)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	国土交通省	87

A. 市街地の整備改善

	支援措置名	所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	国土交通省	88
(イ)	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	国土交通省	89
(ウ)	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	国土交通省	90
(エ)	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	国土交通省	91
(オ)	社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)	国土交通省	92

支援措置名		所管府省庁	ページ
(カ)	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	国土交通省	93

D. 経済活力の向上

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	94
(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	95
(ウ)	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(地域商業機能複合化推進事業)	経済産業省	96

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

※本区分において以下に記載されている支援措置は例示であり、基本計画に記載の事業において国の支援措置を活用する場合は、本マニュアルに記載がない場合も当該支援措置名を記載ください。

A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進

D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	98
(イ)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	国土交通省	98
(ウ)	地方創生推進交付金	内閣府	99

A. 市街地の整備改善 E. 公共交通機関、特定事業等

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等	国土交通省	100

A. 市街地の整備改善

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	国土交通省	101
(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	101
(ウ)	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	国土交通省	102
(エ)	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	102
(オ)	地域用水環境整備事業	農林水産省	103
(カ)	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	文部科学省	103

支援措置名		所管府省庁	ページ
(キ)	伝統的建造物群基盤強化	文部科学省	104
(ク)	「低未利用土地権利設定等促進計画」制度	国土交通省	104
(ケ)	「立地誘導促進施設協定」制度	国土交通省	105
(コ)	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	国土交通省	105
(サ)	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	国土交通省	106

B. 都市福利施設の整備

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	106
(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	107
(ウ)	保育所等整備交付金	厚生労働省	107
(エ)	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	108
(オ)	公立文教施設の整備	文部科学省	108

C. 街なか居住の推進

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	地域支援事業交付金 等	厚生労働省	109
(イ)	地域少子化対策重点推進交付金(結婚新生活支援事業)	内閣府	109

D. 経済活力の向上

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の 設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業 活力強化資金))	経済産業省	110
(イ)	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地 法特例区域)	経済産業省	111
(ウ)	食品流通拠点施設整備事業	農林水産省	111
(エ)	地域少子化対策重点推進交付金	内閣府	112
(オ)	地域再生エリアマネジメント負担金制度	内閣府	112
(カ)	商店街活性化促進事業計画に基づく措置	内閣府	113

E. 公共交通機関、特定事業等

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	114

支援措置名		所管府省庁	ページ
(イ)	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	国土交通省	114
(ウ)	鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)	国土交通省	114
(エ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	国土交通省	115
(オ)	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	115
(カ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	116
(キ)	官民連携まちなか再生推進事業	国土交通省	116

2. 支援措置内容

基本方針の「第2章5. 認定と連携した支援措置等について」及び本マニュアルV. で整理した認定と連携した支援措置は、以下の区分のとおりとなります。

基本計画に記載する支援措置の事項として、基本方針及び本マニュアルⅢ. 4. ～8. の「(2) 具体的事業の内容」に掲げられている事項については、様式第4 (4. ～8. [2] 具体的事業の内容) に記載してください。また、以下の支援措置に示される前述の事項以外については、「その他の事項」欄に記載してください。

なお、区分の「(1) 法に定める特別の措置」、「(2) 認定と連携した支援措置」については、関係行政機関の長の同意が必要となります。「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の同意はこの限りではありません。

※1 平成22年4月1日より国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金・交付金については、社会資本整備総合交付金として一部を除き原則一括化されたところです。

社会資本整備総合交付金、個別補助金で支援する事業等の基本計画への記載については、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考にしてください。

この他、実施する事業の内容によっては、他の分野(A「市街地の整備改善」等)にそれぞれ位置づけることも可能です。

※2 平成26年8月1日より都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、中心市街地を内包し、都市全体を対象とする、都市構造を再構築するための手厚い支援措置を講ずることとしたところです。

基本方針第1章1. においても、「中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化などの我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医

療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。」とされていることも踏まえ、基本計画の認定と連携した支援措置等についてもこうした考え方のもとに活用が図られることが重要です。

- ※3 中心市街地活性化ソフト事業の基本計画への記載にあたっては、事業実施場所と中心市街地活性化区域との関係性に応じた区域区分（区域内、区域外、区域内外）をその他の事項欄に記載することや支援措置の実施時期を月単位で記載することなどが他の支援措置と異なりますので、当該事業の「基本計画に記載する事項」の欄及び「留意事項等」の欄をご確認頂くと共に、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「総務省の支援措置に係る中心市街地活性化ソフト事業の記載例」を参考にしてください。

区分	(1)法に定める特別の措置 A. 市街地の整備改善、B. 都市福利施設の整備、C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア)土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)
所管府省庁	国土交通省
概要	認定基本計画に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができます。
要件	<p>本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① 認定基本計画において法第9条第2項第2号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。）において定める保留地であること。</p> <p>② 当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。</p> <p>i) 都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第2条第5項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第9条第2項第3号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）</p> <p>ii) 公営住宅等（認定基本計画において法第9条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）</p> <p>③ 当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。</p>
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設及び公営住宅等の概要

留意事項等	特にありません。
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html

区分	(1)法に定める特別の措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア)路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)
所管府省庁	国土交通省
概要	都市公園の地下に設けられる、認定基本計画に定められた路外駐車場の整備を行うに当たり、一定の要件を満たす場合、公園管理者は占用の許可を与えるものとします。
要件	本特例の対象となる駐車場は、以下の要件を満たすことが必要です。 ① 基本計画において、駐車場法第3条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第4条第2項第5号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が法第9条第10項（第11条第2項において準用する場合を含む）の認定を受け、駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めること。 ② 都市公園法第2条第1項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第2条の3の規定により公園を管理する者）の同意を得ること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかに、下記について記載してください。 ・事業の規模 ・整備の目標年次 ・占用する都市公園の名称・種別・規模・管理主体
留意事項等	都市公園の地下に設けられる路外駐車場は、都市公園法第7条第1項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合していることが必要です。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(イ)中心市街地公共空地等の設置及び管理(法第18条、第19条)
所管府省庁	国土交通省
概要	認定中心市街地における一定規模以上の土地・建築物その他の工作物の所有者との契約に基づいて、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、緑地・広場その他の公共空地・駐車場その他認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する施設を設置・管理することができるものです。
要件	緑地・広場その他の公共空地を設置・管理する場合は300㎡以上、駐車場を設置・管理する場合は500㎡以上の規模であることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	中心市街地整備推進機構は設置・管理している緑地における保存樹等について、保存義務等を負うこととなります。(法第61条、第62条)
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア)中心市街地共同住宅供給事業(法第22条～第34条)
所管府省庁	国土交通省
概要	<p>認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。</p> <p>国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。</p> <p>また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等が行うことができることとする特例措置があります。(法第33条)</p>
要件	<p>中心市街地共同住宅供給事業の実施に当たっては、基本計画に必要な事項を記載して内閣総理大臣の認定を受けるとともに、具体の事業計画について、法第22条に基づく市町村長による認定（地方公共団体が事業を実施する場合を除く。）が必要です。</p> <p>なお、市町村による事業計画の認定に当たっては、特に以下の事項に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用の状況等を十分に勘案して、良好な居住の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。 ・入居者の利便及び福祉の確保の観点から、入居者のため必要な駐車場が確保されるよう配慮するとともに、高齢者等の入居が見込まれる場合においては、住宅の設計・設備の設置について安全面等について配慮がなされていること。
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給される予定の住宅戸数 <p>なお、中心市街地共同住宅供給事業の実施予定者として地方住宅供給公社を位置付ける場合には、その必要性を記載してください。</p>
留意事項等	特にありません。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(イ)地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例(法第35条)
所管府省庁	国土交通省
概要	地方住宅供給公社法第8条の規定に係わらず、認定市町村である市は地方住宅供給公社を設立することができます。
要件	特にありません。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下①について記載するとともに、支援措置の内容については、以下②のとおり記載してください。 ① 地方住宅供給公社設立の目的、 基本計画の目標達成のための位置付け及び必要性 ② 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例
留意事項等	法第35条の特例により地方住宅供給公社を設立しようとするに当たっては、地方住宅供給公社法施行令の改正が必要となることから、あらかじめ、国土交通省と協議が必要です。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア)大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域) (法第37条・第38条)
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。
要件	都道府県及び政令指定都市等が、認定中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（「第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定」と記載） ・措置の内容（「大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）」と記載）
留意事項等	市町村が本特例措置を活用する旨を基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体である都道府県の同意を得ていることが望まれます。また、都道府県においては市町村と連携し、本特例措置制度の効果的な活用が図られるよう努めてください。
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/kaisetu-tokurei.pdf （スキーム・解説等） http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/qa-tokurei.pdf （質問及び回答集）

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ)民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定(法第42条)
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>中心市街地活性化に向けたソフト面の取組を支援するため、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業に対し、経済産業大臣が民間中心市街地商業活性化事業（以下「商業活性化事業」という。）として事業計画の認定を行います。</p> <p>当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、当該事業計画に基づいて実施する事業に関し、以下の支援措置を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条） ・中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条） ・株式会社日本政策金融公庫による低利融資
要件	<p>経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。</p> <p>また、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業が小売業の顧客の増加や小売業者の経営の効率化を図る事業であること。 ・事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。 ・事業等の実施スケジュールが明確であること。
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名（商業活性化事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載） <p>認定に基づき「中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）」を活用する際はその旨記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の事項（活用する他の支援措置の名称を記載） <p>この事項に記載した支援措置については、「（2）認定と連携した支援措置」、又は「（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。</p>
留意事項等	<p>経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。</p> <p>この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができ</p>

	ます。
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/downloadfiles/no42_nintei.pdf

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ)独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務(法第44条)
所管府省庁	経済産業省
概要	法第42条に基づき民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「商業活性化事業計画」という。）の認定を受けた中小企業者は、中心市街地における商業の活性化を促進させるため、テナントミックスやファシリティマネジメント等のソフト事業を実施する際に、全国の各種事例の知見が蓄積されている独立行政法人中小企業基盤整備機構から、運営ノウハウ等事業実施のための情報提供や専門家の派遣等の協力を受けることができます。
要件	法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受け、かつ、以下の要件を満たすことが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が中小企業者であること。 ・小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業にあつては、中小小売商業者の経営のために行う事業に限られます（展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業については、中小小売商業者のために行う事業に限られません。）。
基本計画に記載する事項	特にありません。
留意事項等	特にありません。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(エ)中小企業投資育成株式会社法の特例(法第45条)
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、その対象は、中小企業者一般ではなく、資本金の額が3億円以下の株式会社を初回投資の対象としています。</p> <p>本特例措置は、法第42条に基づく民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「商業活性化事業計画」という。）の認定を受けた民間事業者の、資金調達の多様化を図り、その事業活動を促進することを目的として、当該認定事業者が資本金が3億円を超える中小企業者であっても、中小企業投資育成株式会社による以下の措置が行えるようにするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有 ・増資新株の引受け及び保有 ・新株予約権の引受け及び保有 ・新株予約権付社債等の引受け及び保有
要件	法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受けることが必要です。
基本計画に記載する事項	商業活性化事業の措置の内容の欄に「中小企業投資育成株式会社法の特例」と記載してください。
留意事項等	本特例措置の活用については、別途中小企業投資育成株式会社の審査を経て投資の可否が決定されます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(オ)中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第48条)
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>中小小売商業者等が認定中心市街地において行う、中小小売商業構造の高度化に資する下記の事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。</p> <p>中小小売商業高度化事業は、企業規模が小さく、企業数が多く、その多数が前近代的な生産的経営段階に留まっている中小小売商業の構造改革を進め、消費生活様式の高級化・多様化や交通体系・都市構造の移り変わり等経営環境の変化に中小小売商業者が円滑に対応していくことを促進する事業として位置付けています。</p> <p>具体的には、①共同施設の設置、商店街の空き店舗を活用したテナントの誘致や店舗の計画的な建て替え等を実施する経営近代化事業、②集団で立地環境の良い新たな区域に移転等を行い、営業に必要な店舗、倉庫、事務所等を設置するほか、種々の共同事業の一環として集会場、イベント広場、駐車場等の整備等を実施する基盤強化整備事業、③ショッピングセンタータイプの店舗やそれと併設される施設を設置する共同店舗等整備事業等がこれに当たります。</p> <p>当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。また、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業の貸し付けが無利子となります。</p>
要件	<p>中小小売商業高度化事業は、法第7条第7項に規定する事業であることが必要で、本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ていることが必要です。</p> <p>また、中心市街地の活性化に関する法律施行令第12条及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（以下「経済産業省関係施行規則」という。）第12条及び第13条、別途定める認定の基準を満たすことが必要です。</p>
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。</p> <p>その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名（中小小売商業高度化事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載） ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載）

	<p>この事項に記載した支援措置については、「(2) 認定と連携した支援措置」、又は「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。</p> <p>また、以下の事項についても記載してください。</p> <p>① 当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響（当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等）</p> <p>② 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上に与える影響</p> <p>③基本計画における当該中小小売商業高度化事業の位置づけ</p>
留意事項等	<p>経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。</p> <p>この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。</p>
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(カ)特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第48条)
所管府省庁	経済産業省
概要	まちづくり会社等の民間事業者が認定中心市街地において実施する、商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行う事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を行います。 認定特定民間中心市街地活性化事業者が、当該事業計画に基づく事業を行う場合には、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による無利子貸付けが利用できます。
要件	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。 また、特定商業施設等整備事業は以下の要件を満たすことが必要です。 ① 事業の実施地域が、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であること。 ② 整備する施設が、商業施設の場合は原則500㎡以上、商業基盤施設の場合は、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業の業務の円滑な実施に資するものであること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（特定商業施設等整備事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載） ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載） この事項に記載した支援措置については、「（2）認定と連携した支援措置」、又は「（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。
留意事項等	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。 この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(キ)特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(法第7条第12項、第50条)
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>民間事業者が認定中心市街地において実施する、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「経済活力向上事業計画」という。）の認定を行います。</p> <p>経済活力向上事業計画の認定を受けた民間事業者は、以下の支援措置を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項） ・ 中小企業信用保険法の特例（法第53条） ・ 大規模小売店舗立地法の特例（法第58条） ・ 株式会社日本政策金融公庫による低利融資 ・ 当該事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減
要件	<p>経済産業大臣による経済活力向上事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。</p> <p>また、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実施する特定民間中心市街地経済活力向上事業（以下「経済活力向上事業」という。）が中小小売商業高度化事業の場合は、（1）D.（オ）に定める要件を、特定商業施設等整備事業の場合は、（1）D.（カ）に定める要件を、都市型新事業の用に供する施設を整備する事業の場合は、（1）E.（ア）に定める要件をそれぞれ満たすこと。 ② 目標の設定に関して以下 i）から iii）までの要件を全て満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> i）以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。 <ol style="list-style-type: none"> 一. 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。 二. 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。 三. 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。 ii）周辺地域の経済活力を向上させる波及効果が見込まれること。 来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、ど

	<p>のような形で寄与するか以下の観点から説明されていること。</p> <p>一．当該中心市街地及び周辺地域の商圈や来訪者等に関する分析に基づき、当該地域に対する集客や売上高等に関する効果が相当程度あること。</p> <p>二．当該中心市街地において商業・居住・公共サービス等の多様な都市機能の集積に資する事業であること。</p> <p>iii) 以下のいずれかの形で、地域住民や市町村の強いコミットメントが示されていること。</p> <p>一．当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって貸付けが行われていること。</p> <p>二．当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。</p> <p>三．当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。</p> <p>四．当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。</p> <p>五．その他、上記と同等以上の強いコミットメントを当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。</p> <p>iv) 事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。</p> <p>v) 確実に実施される見込みがあることとして、事業の実施時期や必要な資金の額及びその調達方法が、事業を実施するにあたり無理の無いものであることが説明されていること。</p>
<p>基本計画に記載する事項</p>	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名（経済活力向上事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載） <p>認定に基づき「独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）」、「中小企業信用保険法の特例（法第53条）」、「大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）」を活用する際はその旨記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載） <p>この事項に記載した支援措置については、「（2）認定と連携した支援措置」、又は「（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。</p>

	<p>また、当該事業が、中小小売商業高度化事業の場合は、以下の事項についても記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響（当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等） ii) 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力に与える影響 iii) 基本計画における、当該中小小売商業高度化事業の位置づけ
留意事項等	<p>経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。</p> <p>この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。</p>
参考URL	<p>https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/downloadfiles/no50_nintei.pdf</p>

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ク)独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度 (法第52条第2項)
所管府省庁	経済産業省
概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村と協調して、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業に対し、必要な資金の一部を無利子貸付するものです。 ・貸付割合：貸付対象事業費の80%以内 ・貸付対象：土地、建物、構築物、設備
要件	本制度は以下の要件を満たすことが必要です。 ・法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づき実施する事業であること ・事業実施主体及び事業内容が経済産業省関係施行規則第17条及び第18条に該当すること
基本計画に記載する事項	本措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第52条第2項に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度を活用する旨を記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。
留意事項等	・市町村が貸付事業を行うのに必要な規程、体制等を整備していることが必要です。 ・本貸付制度を活用する際には、市町村及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ケ)中小企業信用保険法の特例(法第53条)
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>本特例措置は、中小企業信用保険法の規定における、普通保険、無担保保険、特別小口保険について、中心市街地商業等活性化関連保証を受けた中小企業者に係るものは、その保険関係の限度額をその他の保険関係の限度額と別に定めることができるものです。</p> <p>また、認定された特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）又は認定経済活力向上事業計画に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業を実施する公益法人については、同法における中小企業者とみなして、同法を適用し、普通保険、無担保保険の保険であって、特定会社や公益法人が行う当該事業の実施に必要な資金に係るものについては、普通保険、無担保保険の限度額を2倍に拡大するものです。</p> <p>さらに、中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証について、普通保険のてん補率を、70/100から80/100に引き上げ、保険料を、同法第4条の規定に関わらず、保険金額の年2/100以内において政令で定める率を乗じた額に引き下げる措置を講ずるものです。</p>
要件	法第7条第7項第1号から第7号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第10項第1号に掲げる特定事業に係る特定民間事業計画又は経済活力向上事業計画の認定が必要です。
基本計画に記載する事項	本特例措置を活用する場合には、特定民間中心市街地活性化事業又は経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を活用する旨を記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。
留意事項等	特にありません。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(コ)認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の経済活力の向上を図るため、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業が、大規模小売店舗を立地する事業の場合、法第37条に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域と同様に、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。
要件	法第50条に定める経済活力向上事業計画に、本特例を活用する旨及び本特例を活用して設置しようとする大規模小売店舗の所在地並びに経済産業省関係施行規則第16条に規定する事項を記載した上で、当該事業計画の認定を受けることが必要です。
基本計画に記載する事項	特例措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に「大規模小売店舗立地法の特例」と記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第50条に基づく経済活力向上事業計画に本特例を活用する旨の記載があった場合、経済産業大臣がその認定に際し、都道府県知事に協議することとなりますので、事前に都道府県にその概要等を連絡、情報共有してください。 ・都道府県知事は同意に際し、必要と認める場合は、事業者に対し、地域住民等への説明会の開催等を求めることができます。
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/kaisetu-tokurei.pdf (スキーム・解説等) http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/qa-tokurei.pdf (質問及び回答集)

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア)都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 (法第7条第10項第1号、第48条)
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>民間事業者が認定中心市街地において、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。</p> <p>なお、当該認定特定民間事業の認定を受けた者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。</p>
要件	<p>本事業は以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① 施設の機能</p> <p>整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能（賃貸型事業場等）、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能（共同研究施設・産学連携支援施設等）、研究開発や事業化を支援する機能（インキュベータ等）、市場の動向やニーズ把握を行う機能（情報交流施設等）又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能（展示・販売施設等）を有する施設であること。</p> <p>② 施設の規模</p> <p>整備する施設の規模は、おおむね5事業者程度以上の利用が可能となるものであること。</p> <p>③ 事業実施主体</p> <p>本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、民間事業者と地方公共団体等の公的主体の協力・連携による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われること。</p> <p>④ 中心市街地の特性の活用</p> <p>中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業であること。</p> <p>本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。</p>
基本計画に	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。

記載する事項	<p>その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名（特定事業として行う個々の事業名） ・ 措置の内容（活用する支援措置の内容） ・ その他の事項（経済産業大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
留意事項等	<p>経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項各号に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。</p> <p>この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。</p>
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(イ)共通乗車船券(法第40条)
所管府省庁	国土交通省
概要	<p>鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第40条に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。</p> <p>これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。</p>
要件	<p>本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。</p> <p>本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。</p> <p>なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。</p>
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	<p>当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。</p> <p>なお、法第40条第1項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係施行規則第63条に定める届出書を共同で提出する必要があります。</p>
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ウ)道路の占用の特例(法第41条)
所管府省庁	国土交通省
概要	<p>道路法上、道路を占用しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、当該許可にあたっては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないこと（以下「無余地性」という。）等の許可基準に適合する必要があります。</p> <p>本特例の活用により、認定基本計画に記載された施設等の道路の占用であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等であること等の要件に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の基準にかかわらず、道路敷地外に余地があっても道路の占用が可能となるものです。</p>
要件	<p>基本計画に道路の占用許可に関する事項（対象施設等（中心市街地の活性化に関する法律施行令第5条に規定するものに限る。）、占用しようとする場所等）が記載されており、</p> <p>①道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設（当該指定に係る種類のものに限る。）であること</p> <p>②道路法第33条の政令に定める基準に適合すること</p> <p>③安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして中心市街地の活性化に関する法律施行令第11条の規定に適合することが必要です。</p>
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名（道路の占用の特例を活用して行う個々の事業名） ・措置の内容（道路の占用の特例を活用する旨）
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、基本計画に道路の占用許可に関する事項を記載しようとする際には、あらかじめ道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることが必要です。 ・道路管理者の同意を得た際に提出した書類（占用の主体、占用物件、占用区域及び期間の分かるもの）の写しを添付してください。 ・都道府県公安委員会の同意書及び都道府県公安委員会へ提出した書類の写しを添付してください。 ・占用主体は、原則、道路管理者が設置する「特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会」によって選定されます。
参考URL	https://www.mlit.go.jp/road/senyo/02.html

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(エ)中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第2号、第54条、第55条)
所管府省庁	農林水産省
概要	<p>民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。</p> <p>当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法第54条に基づく食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることができます。</p>
要件	<p>中心市街地食品流通円滑化事業は以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>①設置内容の条件</p> <p>i) 食品小売業者の店舗（外食・花き関係を含む。）が5店舗以上集積するものであること。</p> <p>ii) 生鮮食料品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗があること。</p> <p>iii) 食品小売の事業を主として行う者の店舗が2／3以上あること。</p> <p>iv) 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、店舗が集積する施設と一体的に（利用可能な範囲に）設置されるものであること。</p> <p>※ 上記の i)～iv)の条件において既存の施設を利用することも可能です。（全ての施設を新設する必要はありません。）</p> <p>②事業実施主体</p> <p>食品小売業者の出資又は拠出に係る法人又は事業協同組合等の食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人</p> <p>本事業の農林水産大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。</p>
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名（特定事業として行う個々の事業名） ・支援措置の内容（活用する支援措置の名称） ・その他の事項（農林水産大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
留意事項等	農林水産大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げ

	<p>る事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。</p> <p>この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、周辺の住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等に十分配慮するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー等に十分配慮してください。</p>
<p>参考URL</p>	<p>-</p>

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(オ)乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第3号、第56条)
所管府省庁	国土交通省
概要	<p>民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。</p> <p>特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第56条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。</p>
要件	<p>本事業は以下の要件を満たすことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。 ② それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。 ③ バスサービスと鉄道等の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。 <p>本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。</p>
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
留意事項等	<p>国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。</p> <p>この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。</p> <p>なお、本事業の実施については、以下の事項に留意することが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会的要請の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努めることが必要です。

	<p>② バスの運行回数の増加と併せて、パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。</p> <p>③ 環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。</p>
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(カ)貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第4号、第57条)
所管府省庁	国土交通省
概要	<p>民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。</p> <p>特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第57条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。</p>
要件	<p>貨物運送効率化事業は以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① 実施場所</p> <p>共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とします。</p> <p>共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えありません。</p> <p>② 事業実施主体</p> <p>法第7条第10項第4号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えありません。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要です。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間事業計画を申請することとします。</p> <p>ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要があります。</p> <p>③ 施設</p> <p>同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集貨された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。</p> <p>本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。</p>
基本計画に記載する事	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

項	<p>・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）</p>
留意事項等	<p>国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。</p> <p>この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。</p> <p>なお、本事業を実施していくに当たって、以下の事項に留意する必要があります。</p> <p>① 貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。</p> <p>また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。</p> <p>② 貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。</p>
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア)都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))
所管府省庁	国土交通省
概要	都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。 特例措置：認定中心市街地のみ支援
要件	都市開発資金の貸付の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項1号及び第2号
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000035.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(ア)社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的の広場等の整備等を総合的に支援します。 特例措置：認定中心市街地のみ支援
要件	当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等が必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に含まれる公益施設の用途及び社会資本総合整備計画における要素となる事業の名称を記載してください。 なお、住宅や商業等の施設を併設する際にはその旨を記載してください。 ・この他、地方公共団体以外（独立行政法人都市再生機構、協議会）に対しては補助事業として支援しております。 支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） ②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業） ③暮らし・にぎわい再生事業 ※独立行政法人都市再生機構、協議会向け
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000063.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア)中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>中心市街地活性化のため、次に定める者が事業の合理化、共同化等を図る設備投資及び運転資金に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。</p> <p>① 認定経済活力向上事業計画に基づいて事業を行う民間事業者・まちづくり会社等</p> <p>② 認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食サービス及びサービス業を行う中小企業者</p> <p>③ 中心市街地活性化基本計画の認定区域内で、卸・小売・飲食サービス及びサービス業を営む者</p> <p>④ 中心市街地活性化基本計画の認定区域内で、不動産賃貸業を営む民間事業者・まちづくり会社等（※中心市街地活性化法第15条1項に規定する者、または同法42条に規定する民間中心市街地商業活性化事業の経済産業大臣認定を受けた者に限る。）</p> <p>なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。</p>
要件	<p>・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）①及び②について「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第12項、第50条）」に定める要件が必要です。</p> <p>・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）④のうち、中心市街地活性化法42条に規定する民間中心市街地商業活性化事業の経済産業大臣認定を受けた者については同法第42条に定める要件が必要です。</p>
基本計画に記載する事項	<p>基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。</p> <p>また、その他の事項欄に、①、②の場合は「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」、④の場合は「民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。</p>
留意事項等	<p>詳細は株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせください。</p>
根拠法令等	特にありません。
参考URL	<p><日本政策金融公庫ホームページ></p> <p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/14_syougyouosikin_m.html（国民生活事業）</p> <p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/14_syougyouosikin_m_t.html（中小企業事業）</p>

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ)認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除
所管府省庁	経済産業省
概要	認定特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「認定特定民間事業計画」という。）に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡する場合に、譲渡所得から1,500万円を特別控除することが認められています（租税特別措置法第34条の2、同法第65条の4、同法第68条の75）。
要件	認定特定民間事業計画（法第49条第2項）に基づく中小小売商業高度化事業（法第7条第7項第1号から第4号まで又は第7号に掲げるものに限る。）の用に供する土地であって、当該事業が所定の要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業であることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。 また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ)中心市街地活性化ソフト事業
所管府省庁	総務省
概要	市町村が、国庫補助金・交付金等を伴わない単独事業（市町村以外の事業実施主体が国庫補助金・交付金等の交付を受けている場合を除く。）として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。
要件	<p>下記の要件を全て満たす経費とする。</p> <p>① 中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業に要する経費（地方債（地方財政法第5条第5号に規定する地方債に限る。）を財源とすることができる経費以外の経費）であること。</p> <p>② 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に定める内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下、「認定基本計画」という。）に記載された市町村が行う事業（認定基本計画第4から8の各項の「[2] 具体的事業の内容（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業」に記載されている事業に限る。）であること。</p> <p>なお、商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する事業を含む。</p> <p>③ 市町村の負担する額（一般財源所要額）が100万円を超える事業であること。なお、一般財源所要額が1億円を超える事業については、当該事業に要する経費は1億円とする。</p> <p>④ 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>i 原則として、その全部又は一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象としたイベント事業で、<u>その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業（商業ベースのものを除く。）</u>の実施又は助成</p> <p>ii 原則として、その全部又は一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象とした中心市街地活性化に関する講演会、シンポジウム等の事業の実施又は助成</p> <p>iii 中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の後継者育成研修事業への助成</p> <p>iv 認定基本計画に記載された事業の具体化に必要な詳細調査、資金計画、事業性評価、合意形成等の事業</p> <p>v 中心市街地における空き店舗対策事業</p> <p>vi その他中心市街地の再活性化のために特に重要なソフト事業</p>

基本計画に記載する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画「その他の事項」欄に、事業実施場所と中心市街地活性化区域との関係に応じて「区域内」「区域外」「区域内外」のいずれかを記載すること。「区域外」「区域内外」と記載した事業においては、主たる部分が区域外で実施される場合、「中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性」欄に、当該事業が中心市街地の活性化に相当程度寄与する合理的な理由、具体的な方法論を記載すること。 ・ 基本計画「支援措置の内容及び実施時期」欄には、月単位での実施時期について記載すること。その際、支援措置の実施時期が認定計画期間内か、必ず確認すること。 <p>※ 参考URLに示す「中心市街地活性化ソフト事業の支援措置に係る記載例」を参考にすること。</p>
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該支援措置を受けようとする事業については、特別交付税の調査様式の提出時に、当該事業が期間内の計画の各項（2）①に記載されていることが分かるページの写しを提出してください。 ・ 地方債の充当予定事業は本支援措置の対象となりません。 ・ 事業実施場所の区分を「区域外」又は「区域内外」とする場合は、事業名と位置関係を示した図面を添付（本マニュアルP 35の添付資料⑬を参照）してください。
根拠法令等	特別交付税に関する省令附則第5条第16項第2号
参考URL	<p>http://www.chisou.go.jp/tiiki/seisaku_package/pdf/3-5.pdf (スキーム・概要)</p> <p>https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/manual_soumu.pdf (記載例)</p>

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(エ)中心市街地再活性化特別対策事業
所管府省庁	総務省
概要	市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取組を支援する観点から、市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とし、その元利償還金の30%を特別交付税の算定対象とします。
要件	以下に例示され、かつ認定基本計画各項(2)①に本支援措置を活用するものとして位置付けられた施設の整備又は公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業であること。 【対象となる施設整備の例】 ・集客力を高める施設の整備(市民広場、ホール、駐車場等) ・地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設等) ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備(ポケットパーク等) ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所等)
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	基本計画の認定後、別途、地方債(一般単独事業債)の同意等手続きが必要となります。 また、別途地域振興室から行う照会時に、当該事業が期間内の計画の各項(2)①に位置づけられている事が分かるページの写しを提出してください。ただし、照会時点において当該事業が期間内の計画各項(2)①に位置づけられていない場合は、年度末までに当該事業が計画各項(2)①に位置づけられるように基本計画の変更を行い、認定後の計画の該当ページを速やかに提出してください。
根拠法令等	○令和3年度の中心市街地再活性化特別対策事業の取扱いについては、4月に公表予定の「令和3年度地方債同意等基準運用要綱」をご参照ください。 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html) ○特別交付税に関する省令第3条第1項第3号イ第60号
参考URL	http://www.chisou.go.jp/tiiki/seisaku_package/pdf/3-5.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(オ)特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減
所管府省庁	経済産業省
概要	法第50条に基づく認定経済活力向上事業計画に記載された経済活力向上事業の用に供するため、その事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が1/2に軽減されます(租税特別措置法第81条)。
要件	経済活力向上事業(法第50条第1項)が記載された経済活力向上事業計画について2020年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けていることが必要です。 また、不動産については経済産業大臣の認定の日から1年以内を取得したもの、建物については経済産業大臣の認定の日から3年以内に建築したもので、その取得又は建築後1年以内に登記を受けるものに限ります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。 また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。
留意事項等	本制度の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に所定の事項の記載がある経済産業大臣の証明書を添付することが必要です。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア)社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。
要件	住宅市街地基盤整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業の概要（団地名、団地タイプ、事業手法、事業実施主体、事業期間、入居期間、計画戸数又は面積） ・関連公共施設等の概要（施設名、種別、事業実施主体、事業期間、事業量） また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） ②防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(イ)社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。
要件	優良建築物等整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） ②防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）
留意事項等	一定の要件を満たす中心市街地共同住宅供給事業については、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業としての支援を受けることが可能です。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001317231.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ウ)社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。
要件	住宅市街地総合整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・事業地区名と整備タイプ ・整備する住宅の概要：整備主体、戸数、実施時期 ・整備する関連公共施設の概要：整備主体、施設名、実施時期 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） ②防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）
留意事項等	社会資本総合整備計画に住宅市街地総合整備事業の整備地区を含む一定の規模・要件を満たした区域（整備区域）を定め、整備方針等を明記した住宅市街地整備計画を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001016909.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(エ)社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。
要件	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、地方公共団体が地域住宅計画を作成し、国土交通大臣に提出の上、当該計画が目標の妥当性、計画の効果・効率性及び計画の実現可能性の客観的評価基準に適合しているものとして判断された計画に基づく事業であることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（当該交付金を活用して行う個々の事業名） ・支援措置等の名称（社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）） また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。（括弧内には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 第1章イ-15-（1）の表イ-15-（1）-1に規定されている地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業名を記入してください。） ①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業）） ②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(才)社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成するための支援を行います。
要件	街なみ環境整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・事業地区名 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ②防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）
留意事項等	社会資本整備総合整備計画に街なみ環境整備方針を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001016916.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア)社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。
要件	認定中心市街地を含む地区内の公園、緑地であるとともに、都市公園・緑地等事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・公園名 ・面積
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(イ)社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。
要件	認定中心市街地の一部を含み、下水道事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・下水道施設の名称 ・その構造及び位置 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業） ②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）
留意事項等	下水道法第4条第1項若しくは下水道法第25条の11第1項に定める事業計画の策定をしておく必要があります。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ウ)社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。
要件	港湾施設を中心として、その活用を図るために必要な関連施設整備を行うもので、かつ、地域住民がそれらの施設を活用した交流空間の形成・活用に積極的であることが必要となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・当該事業にて行う施設整備を含む、港湾と中心市街地を結びつける計画の内容 ・当該計画を推進する際の地域住民、市町村等の連携した取組内容
留意事項等	基本計画を策定する際に、港湾法第3条の3に定める港湾計画への適合等、事前に港湾管理者と十分な調整を図ることとしてください。 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金(港湾事業) ②防災・安全交付金(港湾事業) ※港湾管理者が実施する事業
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(工)社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。
要件	以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。 ① 中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。 ② 中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（河川名及び事業名） ・支援措置の内容及び実施時期（区間、延長及び事業期間） また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（河川事業） ②防災・安全交付金（河川事業）
留意事項等	中心市街地の区域外の河川において行う事業であっても、その主たる目的が中心市街地の治水安全度の向上である場合には、事業を位置付けることが可能です。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(才)社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。
要件	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・河川名 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) ②防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)
留意事項等	都道府県事業等を記載する場合は、事前に事業実施主体の了解を得ることが必要です。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(カ)社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備または、認定特定建築物の建築等に対し支援を行います。
要件	バリアフリー環境整備促進事業の要件を満たし、かつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい生活空間の実現を図ることによって中心市街地の活性化に資する事業であることが必要となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ① 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） ② 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）
留意事項等	バリアフリー基本構想に基づく中心市街地区域内の生活関連道路等においてバリアフリー化を図る事業（以下「バリアフリー事業」という。）を中心市街地活性化基本計画に位置付けるに当たっては、その効果が認定基本計画期間中に発現することが重要であることから、バリアフリー事業担当課室等の各部署の理解と連携を深めることが望ましい。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア)中心市街地商業活性化診断・サポート事業
所管府省庁	経済産業省
概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取り組みを支援します。
要件	中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第42条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。
留意事項等	事前に現地調査・ヒアリング等を実施の上、事業実施の可否を決定します。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ)中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業
所管府省庁	経済産業省
概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、中心市街地活性化協議会の設立・運営に係るアドバイスや個別事業の実施に係るアドバイスを行います。
要件	中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第42条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。個別事業へのアドバイスの支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。
留意事項等	派遣期間が一定日数を超える場合、アドバイザーの派遣費用の一部は利用者負担となります。専門家の派遣日数には、限度があります。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ)地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(地域商業機能複合化推進事業)
省庁	経済産業省
概要	<p>中小小売・サービス業者のグループ等が商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。</p> <p>① 消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業） 商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業を補助します。</p> <p>② 商店街等新機能導入促進事業（ハード事業） 商店街等において、商店街等にはない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業を補助します。</p>
要件	<p>① 間接補助対象者 商店街等組織又は民間事業者（商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体）</p> <p>② 事業実施場所 商店街等の区域内又は近隣（共同店舗・テナントビル等はその施設内） ※その他の要件は「中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱」等をご確認ください。</p>
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。
留意事項等	本補助金の事業要件について規定した「中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱」によります。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/ip/chuki_19.pdf

なお、（２）認定と連携した重点的支援措置中のＡ．市街地の整備改善、Ｃ．街なか居住の推進、Ｅ．公共交通機関、特定事業等のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する各省に移替等を行い執行されるものがあります。その一部については、沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）

区分	(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進 D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア)都市構造再編集中支援事業
省庁	国土交通省
概要	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。
留意事項等	都市構造再編集中支援事業を実施する市町村等は、立地適正化計画を作成・公表し、都市再生整備計画を国土交通大臣に提出することが必要です。
根拠法令等	都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

区分	(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進 D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(イ)社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
省庁	国土交通省
概要	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。
留意事項等	都市再生整備計画事業を実施する市町村は、都市再生整備計画を作成し国土交通大臣に提出することが必要です。
根拠法令等	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進 D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ウ) 地方創生推進交付金
所管府省庁	内閣府
概要	<p>「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を支援します。</p> <p>なお、本交付金は、「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいの創出を含む戦略的な取組などに対して支援を行います。</p>
留意事項等	<p>○事業毎に、ふさわしい具体的な重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルの整備が必要です。特に、事業年度毎に外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果について、公表するとともに、国への報告を行うことが必要となります。</p> <p>○また、採択にあたっては、上記を前提に自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の観点から審査することになります。</p> <p>○他省庁等の補助制度の対象となる可能性のある事業については、本交付金の対象となりません。</p>
根拠法令等	地域再生法第13条
参考URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア) 社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等
所管府省庁	国土交通省
概要	<p>都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地等の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。</p> <p>支援措置の記載にあたっては、「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。</p> <p>①社会資本整備総合交付金（道路事業） ②防災・安全交付金（道路事業） ③連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等（個別補助制度）</p>
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱 等
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア) 社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(イ) 民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援
所管府省庁	国土交通省
概要	<p>民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。</p> <p>なお、民間都市開発事業について、（一財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。</p>
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号、 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1条
参考URL	http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html (民間都市開発推進機構HP)

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ウ) 都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)
所管府省庁	国土交通省
概要	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付けを行います。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第25条、第26条
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(エ) 農村集落基盤再編・整備事業
所管府省庁	農林水産省
概要	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する取組に対して支援を行います。
留意事項等	根拠法令に基づく農業生産基盤整備事業と一体的に実施することが必要(中心地市街地のみでの事業実施は不可)
根拠法令等	土地改良法施行令第50条第1項第7の7、第50条第7項、第50条第13項 農山漁村地域整備交付金実施要綱等
参考URL	http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(オ) 地域用水環境整備事業
所管府省庁	農林水産省
概要	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援を行います。
留意事項等	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域内の施設整備と一体的に実施することが必要（中心市街地のみでの事業実施は不可）
根拠法令等	農山漁村地域整備交付金実施要綱等
参考URL	http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(カ) 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
所管府省庁	文部科学省
概要	文化財建造物を保存・活用するため、国が指定した重要文化財の保存修理等に対し、支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	文化財保護法第35条、第40条、文化財保存事業費関係補助金交付要綱
参考URL	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(キ) 伝統的建造物群基盤強化
所管府省庁	文部科学省
概要	歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	文化財保護法第35条、第146条、文化財保存事業費関係補助金交付要綱
参考URL	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ク) 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度
所管府省庁	国土交通省
概要	低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画制度
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区域：立地適正化計画の居住誘導区域または都市機能誘導区域 ・ 立地適正化計画に低未利用土地利用等指針及び低未利用土地権利設定等促進事業に関する事（区域及び立地を誘導すべき誘導施設等に関する事項）を記載する必要がある。
根拠法令等	都市再生特別措置法第81条9項、10項 都市再生特別措置法第109条の5～第109条の12
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ケ)「立地誘導促進施設協定」制度
所管府省庁	国土交通省
概要	都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地・空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯するなど、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）についての地権者合意による協定制度。
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> 対象区域：立地適正化計画の居住誘導区域または都市機能誘導区域 立地適正化計画に立地誘導促進施設協定に関すること（区域及び施設の一体的な整備又は管理に関する事項）を記載する必要がある。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法第81条8項 都市再生特別措置法第109条の2～第109条の4
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(コ) 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)
省庁	国土交通省
概要	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）を支援します。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(サ) 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)
省庁	国土交通省
概要	空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000060.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(ア) 医療提供体制施設整備交付金
所管府省庁	厚生労働省
概要	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行います。 なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。
留意事項等	都道府県の事業計画に基づく事業であること。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(イ) 社会福祉施設等施設整備費補助金
所管府省庁	厚生労働省
概要	生活保護法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき整備される社会福祉施設等の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行います。 なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています（間接補助事業）。
留意事項等	申請に当たっては都道府県・指定都市・中核市の障害福祉所管課等にお問い合わせください。
根拠法令等	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
参考URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(ウ) 保育所等整備交付金
所管府省庁	厚生労働省
概要	保育等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育園等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付することとしています。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	保育所等整備交付金の交付について(平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働省事務次官通知)
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(エ) 保育対策総合支援事業費補助金
所管府省庁	厚生労働省
概要	「新子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(オ) 公立文教施設の整備
所管府省庁	文部科学省
概要	公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、避難所や地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条第1項に基づく学校施設環境改善交付金交付要綱等によります。
参考URL	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm (公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の制度概要等について)

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア) 地域支援事業交付金 等
所管府省庁	厚生労働省
概要	介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なります。 ・重層的支援体制整備事業交付金によって支援する場合もございます。
根拠法令等	介護保険法第115条の45等
参考URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html (地域支援事業実施要綱、交付要綱等を掲載。)

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(イ) 地域少子化対策重点推進交付金(結婚新生活支援事業)
所管府省庁	内閣府
概要	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助)を支援します。
留意事項等	令和3年度地域少子化対策重点推進事業実施要領及び令和2年度地域少子化対策重点推進事業(令和2年度第3次補正予算)実施要領に記載の事業実施に当たっての留意点を遵守すること。
根拠法令等	令和3年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱 令和2年度地域少子化対策重点推進交付金(令和2年度第3次補正予算)交付要綱
参考URL	https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア) 中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>中心市街地・商店街において、卸・小売、飲食店、サービス業及び不動産賃貸業を営む者（商店街振興組合、事業協同組合等を含む）に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、集配センターの取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。</p> <p>貸付限度額は、中小企業事業が7億2千万円（特別金利適用の場合は2億7千万円）、国民生活事業が7千2百万円となります。</p> <p>なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。</p>
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ) 大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)
所管府省庁	経済産業省
概要	<p>中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し、中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や新設や変更の届出に係る8ヶ月の実施制限を適用除外とする等により、大規模小売店舗立地法の手続の簡素化を図るものです。</p> <p>なお、第二種大規模小売店舗立地法特例区域は、都道府県及び政令指定都市等により、基本計画の認定に関わらず設定することができますが、基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体と調整されていることが望まれます。</p>
留意事項等	第二種大規模小売店舗立地法特例区域内に中心市街地活性化法第三十七条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除きます。
根拠法令等	中心市街地活性化法第65条
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/kaisetu-tokurei.pdf (スキーム・解説等) http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/qa-tokurei.pdf (質問及び回答集)

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ) 食品流通拠点施設整備事業
所管府省庁	農林水産省
概要	食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援します。
留意事項等	強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、1. ①産地基幹施設等支援タイプ-Iを活用します。
根拠法令等	卸売市場法 第16条
参考URL	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/attach/pdf/sijyo_u_yosan2-39.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(エ) 地域少子化対策重点推進交付金
所管府省庁	内閣府
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援します。（補助率1/2） ・ 地方自治体が行う少子化対策事業について、複数の自治体が連携した取組等を重点的に支援します。（補助率2/3）
留意事項等	令和2年度地域少子化対策重点推進事業（令和2年度第3次補正予算）実施要領及び令和2年度地域少子化対策重点推進事業実施要領に記載の事業実施に当たっての留意点を遵守すること。
根拠法令等	令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度第3次補正予算）交付要綱 令和3年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱
参考URL	https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(オ) 地域再生エリアマネジメント負担金制度
所管府省庁	内閣府
概要	エリアマネジメント団体の財源の安定的確保を通じたエリアマネジメント活動の促進を図るため、地域再生に資するエリアマネジメント活動について、当該活動により受けると見込まれる受益の限度において市町村が事業者から負担金を徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付します。
留意事項等	参考URLに掲載する 「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」を参照ください。
根拠法令等	地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7～第17条の12
参考URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(カ) 商店街活性化促進事業計画に基づく措置
所管府省庁	内閣府
概要	地域再生法に基づく地域再生計画に位置付けられた商店街活性化促進事業を実施するための商店街活性化促進事業計画を作成した場合、商店街組織は商店街振興組合法の特例、中小企業者は中小企業信用保険法の特例を受けることができるようになります。また、市町村長は、計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、計画に即した利活用を要請・勧告できるようになります。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	地域再生法第5条第4項第7号、第17条の13～第17条の16
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア) 鉄道駅総合改善事業費補助
所管府省庁	国土交通省
概要	駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001178912.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(イ) 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等
参考URL	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ウ) 鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)
所管府省庁	国土交通省
概要	踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	踏切道改良促進法第10条
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(エ) 地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)
所管府省庁	国土交通省
概要	大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	○地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 ○空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱 ○幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領
参考URL	○地下高速鉄道整備事業費補助 http://www.mlit.go.jp/common/001000721.pdf ○空港アクセス鉄道等整備事業費補助 http://www.mlit.go.jp/common/001000723.pdf ○幹線鉄道等活性化事業費補助 http://www.mlit.go.jp/common/001096159.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(オ) 都市鉄道利便増進事業費補助
所管府省庁	国土交通省
概要	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001263008.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(カ) 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備
所管府省庁	国土交通省
概要	官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ、国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮した整備を進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。
留意事項等	官庁施設の整備は国が主体となるため、地域に立地する官庁施設の整備の計画に関する場合は、各地方整備局等にお問合せください。
根拠法令等	官公庁施設の建設等に関する法律（官庁施設の整備に関すること）
参考URL	http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000079.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(キ) 官民連携まちなか再生推進事業
所管府省庁	国土交通省
概要	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援します。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	官民連携都市再生推進事業制度要綱 官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱
参考URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/seido/index.html

なお、「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の A. 市街地の整備改善、B. 都市福利施設の整備 及び E. 公共交通機関、特定事業等 のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する省庁に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）